

# 75歳以上の方の運転免許に関する制度が変わりました!!



※70歳以上75歳未満の方は、3時間講習→2時間講習(合理化)に変更されました。※平成29年3月12日施行

福岡県警察  
シンボルマーク  
「ふっけい君」

1

## 75歳以上の方が 一定の違反行為をしたとき

### 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

#### 臨時認知機能検査

75歳以上の方が「一定の違反行為」をした場合、新設された臨時認知機能検査を受けることになります。 ※裏面Q&A参照

#### 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、「認知機能の低下が運転に影響するおそれがある」と判断された方は、新設された臨時高齢者講習を受けることになります。 ※裏面Q&A参照



※医師の診断の結果、認知症と診断されなかった場合でも「認知機能の低下が運転に影響するおそれがある」と判断された方は、臨時高齢者講習の受講対象となります。

## 臨時適性検査又は診断書提出命令

**臨時適性検査制度の見直し**  
更新時の認知機能検査、又は、臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれ」と判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。  
※医師の診断の結果、認知症と診断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。

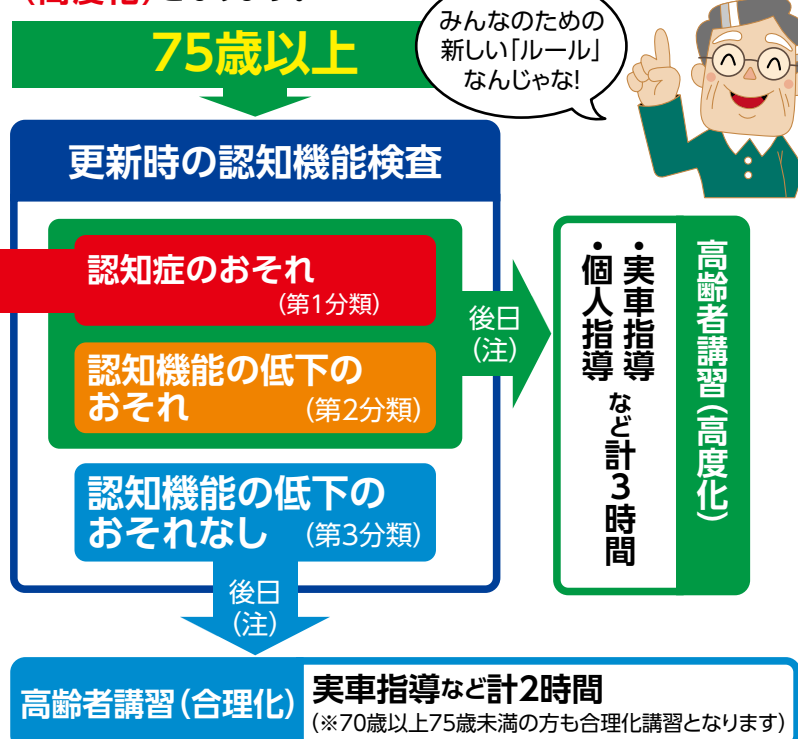
2

## 75歳以上の方が 運転免許証を更新するとき

### 高齢者講習の合理化・高度化

※免許証の有効期限が平成29年9月11日までの方は旧法の高齢者講習の対象となります。

更新時の認知機能検査の結果によって、受ける講習の内容が変わります。認知機能検査で、「認知機能の低下のおそれなし」と判定された方は**2時間講習(合理化)**、その他の方は**3時間講習(高度化)**となります。



みんなのための新しい「ルール」なんじゃない!



(注)更新時の認知機能検査を受検した後、別の日に高齢者講習を受けることとなります。なお、筑豊・筑後試験場は同日です。

# 75歳以上の方に新たに設けられた臨時認知機能検査と臨時高齢者講習とは？



(※) 1ヶ月以内に受けなかったときは、運転免許証の停止又は取消処分になります。

## Q&A



Q 認知機能検査って何ですか？

A 時間の認識やイラストの記憶などの簡易な検査です。(※認知症の診断を行うものではありません。) また、検査結果は100点満点で評価され、判定基準は次のとおりです。

- 76点以上 → 認知機能の低下のおそれなし(第3分類)
- 49点以上 → 76点未満 → 認知機能の低下のおそれ(第2分類)
- 49点未満 → 認知症のおそれ(第1分類)

Q 臨時認知機能検査の対象となる「一定の違反行為」は、どんな違反ですか？

A 下記の18項目の交通違反が対象となります。

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 1 信号無視         | 11 交差点優先車妨害              |
| 2 通行禁止違反       | 12 環状交差点通行車妨害等           |
| 3 通行区分違反       | 13 横断歩道等における横断歩行者等妨害     |
| 4 横断等禁止違反      | 14 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害 |
| 5 進路変更禁止違反     | 15 徐行場所違反                |
| 6 しゃ断踏切立入り等    | 16 指定場所一時不停止等            |
| 7 交差点右左折等方法違反  | 17 合図不履行                 |
| 8 指定通行区分違反     | 18 安全運転義務違反              |
| 9 環状交差点左折等方法違反 |                          |
| 10 優先道路通行車妨害等  |                          |

Q 臨時高齢者講習の対象となる「認知機能の低下が運転に影響するおそれがある」と判断される場合の基準は何ですか？

A 臨時認知機能検査結果に基づき判断されます。対象になるのは次の場合です。

- 1 認知機能検査を受けたことがある方
- 【前回の結果】 【臨時認知機能検査の結果】
- 第3分類 → 第1分類 又は 第2分類
  - 第2分類 → 第1分類
- 2 認知機能検査を受けたことがない方  
臨時認知機能検査の結果が、
- 第1分類 又は 第2分類

お問い合わせ先 福岡県警察本部 TEL092-641-4141(代表)

・認知機能検査、高齢者講習に関すること…運転免許試験課講習指導第一係(内線706-351) ・診断書提出に関すること…運転免許管理課行政処分第二係(内線 5325~5329)